

島根県子ども・子育て支援推進会議運営規則

平成25年10月23日

島根県子ども・子育て支援推進会議決定

(会議の招集)

第1条 島根県子ども・子育て支援推進会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、委員が出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規則は、平成25年10月23日から施行する。